



毎年6月開催の見附今町・長岡中之島大風合戦

小規模消防本部における違反是正事例

見附市消防本部予防課長 北澤正孝

見附市消防本部の概要

見附市は新潟県の中央に位置し、管内面積は77.96km²、管内人口は42,692人のコンパクトな市である。管轄する見附市消防本部の体制は1本部1署1出張所、職員数は55名の2交代制で、予防課は指導広報係と危険物係に分かれており、総勢12名で業務を行っている。

本稿では、当本部が遊戯場に対して消防法

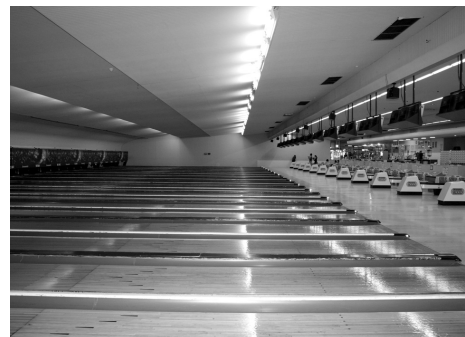
第17条第1項違反に係る警告書を交付した事例を取り上げ、小規模消防における違反是正の取り組みを紹介する。

防火対象物の概要

警告書を交付した防火対象物は、ボウリング場にバッチングセンターを併設した、消防法施行令別表第一(2)項口に該当する遊技場



ボウリング場



レーン風景

で、鉄筋コンクリート平屋建ての普通階、延べ面積3,531.24m²の建物である。

設置されている消防用設備等は、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、自家発電設備と屋内消火栓、そして屋内消火栓設備未包含のコンコース部分にスプリンクラー設備が設置されている。変則的なスプリンクラー設備の設置であるが、その経緯ははっきりしていない。

違反の概要

昭和47年にボウリング場として営業を開始。ボウリングブームが下火になるにしたがい経営環境も悪化し、途中で経営者が代わったり、一時的な営業中止を挟みながら営業を継続してきた。

平成11年10月に行った立入検査で自動火災報知設備の受信機及び感知器の型式失効と未警戒区域の存在を覚知した。平成15年12月に提出された「消防用設備等点検結果報告書」により自動火災報知設備の違反に加え、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備が加圧送水装置、配管から漏水等により使用不能であることが判明した。

違反確認後の是正指導

毎年、立入検査を実施し自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の改修を指導してきたが、その都度「多大な費用がかかり、今の経営状態で改修は無理である」との話がされるため、平成20年7月に代替と



錆びついたモーター

して動力消防ポンプの設置を認めるので、早急に改修するように指導した。

平成20年9月には店の統括責任者と支配人を本部に出頭させ、経済的な状況を斟酌して一度に改修が難しければ、自動火災報知設備の是正を優先して行うように指導。統括責任者も本社と打合せを行うと話したが、翌年に退職してしまい改修は何らなされなかった。そして、この後に県外にある本社と違反是正に向けての指導を開始した。

本社に対する指導経過

平成21年8、9月に県外にある本社に電話をするが、担当者は常に不在状態で、連絡を依頼しても電話がくることはなかった。12月に入りようやく担当者と話ができたが、「屋内消火栓、自動火災報知設備の設置義務は承知しているが、ボウリング場からの火災は過去に発生していない」等の話をするなど問題意識や遵法意識が感じられない悪質とも思える対応であった。その後も再三電話をくれるように依頼しても、相手からくることはなく、誠意ある態度がみられなかった。

違反処理への移行

違反の覚知以降、消防サイドは相手の経済的事情等も斟酌しながら、是正指導を行ってきた。不特定多数の老若男女が利用し、深夜まで営業する遊技場で火災が発生した場合、人命危険が極めて高いと認められることに加え、消防の再三再四の是正指導にも関わらず、関係者は「ボウリング場からの火災は過去に皆無である」等の話をするなど、是正に向けての遵法意識が全く見られなかった。

このことから、当本部として初めて違反処理に移行することを決断し、市の防災担当課への違反経過と今後の違反処理内容を説明した後、平成22年2月に警告書の交付を決定した。平成11年の違反の覚知から実に11年が経過していた。

警告書の交付(第1回目)

平成22年3月に実況見分及び関係者に対する質問録取を行い、平成22年3月に消防法第17条第1項違反及び消防法第17条の3の3違反により、関係者に対して警告書の交付を行った。

消防法第17条第1項違反の記載概要は、①屋内消火栓の不良箇所の改修、②スプリンクラー設備の改修、③自動火災報知設備の未警戒区域の感知器増設、④自動火災報知設備の受信機及び感知器の改修で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の改修は3カ月、自動火災報知設備の改修は2カ月の履行期限とした。消防法第17条の3の3違反の記載内容は消火器、誘導灯、自家発電設備の点検報告を行うこととし、履行期限を1カ月後とした。

警告書を交付した後に、担当者の携帯電話に連絡しても伝言状態で、思うような話ができず、県外に本社を置く場合の指導の難しさを痛感した。

消防法第17条の3の3違反については、消防用設備等点検結果報告書が5月に提出されたため、違反処理を終了とした。

先方の担当者は相変わらず「インターネットを見ても、ボウリング場の火災はないじゃないですか」とか「景気が悪いのにすべてを改修できません。市の施設でもアスベストがある施設で改修がされていない施設があるでしょ。それと一緒に、一度に改修はできません」などと言い、改修に向けての動きは膠着した状態が続いた。

警告書の交付(第2回目)

改修期限を過ぎてても是正の報告がなされないため、第2回目の実況見分を実施し、8月に入り第2回目の警告書の交付を行った。2回目の内容は、消防法第17条の3の3違反が終了しているため、消防法第17条第1項違反のみとし、履行期限を2カ月後とした。

1カ月が経過した後、改善結果(計画)報

告書が提出されたが、屋内消火栓設備とスプリンクラー設備については代替として動力消防ポンプを手配中で、自動火災報知設備は22年度内に改善するように努力する、といった内容で改善に向けて先が見えない状態であった。

膠着状態の打開

10月に入りこの状態を打開するために予防課長名の文書を送付した。その内容は、履行期日到来後の違反処理について改善されない場合は命令を発動することと、発動後の公示方法について説明した。それまでも指導のなかで説明したことであったが、文書として明示することにより、膠着した状態を動かすには良くも悪くも先方から何らかのアクションを起こしてもらうことを期待した。

送付した翌日、社長から電話が入り激しいやり取りを行った後、「これからは私が担当して是正を行う。法令の違反はしない」等の話となされた。

しかし、そのやり取りの中で、施設の閉鎖や資金繰りの関係で一度の改修は無理等の言葉も聞かれ、紆余曲折が予想された。

改修に向けて

これ以降も改修に向けた動きは遅々として進まなかった。年も改まり、これ以上違反処理を引き延ばすことはできないと考え、命令発動に向けての準備を始めた矢先、防災設備業者から自動火災報知設備の改修工事、動力消防ポンプの据え付け工事の契約書を取り交わしたとの話があった。改修工事の期限は平成23年3月31日で、警告書の交付を決断してから約1年が経過していた。

東日本大震災

契約書が締結されたことで、この違反処理の改善計画が明確にされたため、次の違反対象物の違反処理について課内で準備を進めて



石巻市内の救助活動(3月14日、見附市消防本部)

いた。そんな矢先の平成23年3月11日に宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。東北地方の太平洋沿岸を想像を絶する津波が襲い、多くの人命が失われ、いまだ多くの行方不明者がいる。

当本部でも発災と同時に緊急消防援助隊派遣の準備に取り掛かり、新潟県緊急消防援助隊の一員として地震発生翌日の3月12日午前5時頃に宮城県石巻市に到着し、救助活動を開始した。その後、1カ月以上が経過しているが、現在も新潟県隊としての派遣活動は継続されている。

この遊戯施設の本社は東北地方にあり、津波の被害はなかったものの、震災による建物被害や、その後の燃料不足、風評被害等により厳しい経営を余儀なくされていると想像された。めどをついた違反処理であったが、頓挫も止むなしと腹を括ったところ、3月下旬に防災設備業者から工事設備対象設備等着工届が提出された。4月に入り消防用設備等設置届出書が提出され、4月20日に検査を行い、違反の改修を確認した。

おわりに

本事例では違反の覚知から違反処理の移行まで、10年を超える期間を要している。当然、もっと早く決断できなかったのかという反省もあるが、毎年立入検査を行うなかで、違反処理に至る土壌(組織としての決断)が形成されるまでにこれだけの時間が必要であったと考えている。また、小規模消防の課題は予

防業務ばかりではなく、救急や救助などと兼務となるため、違反処理の専門職を置く消防組織と比較すると経験不足は否めないところである。

しかし、この遊戯施設は市内の子供会のレクリエーションや高齢者のサークル活動等で市民に幅広く利用されており、屋内消火栓設備が使用できない程の重大違反が存在しているとは、誰も思っていない。それは「不備欠陥があれば消防が適切に対応しているはずだ」といった、今回の大震災での活動をはじめ、様々な災害に立ち向かってきた消防行政に対する信頼感が底辺にあるからと考えている。そして、我々はその信頼に応える努力をする必要がある。

小規模消防の中には重大違反のある対象物を抱え、我々のようにその対応に苦慮しているケースも少なくないと想像する。今回は正式ルートを通じての支援要請ではなかったが、違反是正支援アドバイザーから多くの貴重な支援をいただいた。警告書の交付要領から、関係者への指導方法など、細かいアドバイスを常に受けながら違反処理を進めていった経緯がある。極端な話、アドバイスがなかったら、一歩も前に進めなかったといっても過言ではない。この場をお借りして、改めて違反是正支援アドバイザーに感謝を申し上げたい。

また、違反処理が進まずに精神的に厳しい状態にあった時も、実況見分や質問調書の作成、関係者への指導等、予防課員も本当に頑張ってくれた。この違反処理を行うなかで、課員の中に多くの経験と知識を蓄積できたことが一番の収穫であったと思う。この経験を予防課員に更に定着させるため、次回は特定防火対象物における防火管理者未選任事業所の違反是正に取り組む決意である。

最後に、殉職された消防職団員をはじめ東日本大震災で亡くなられた人たちの御冥福と、一日も早い復興を祈念するものである。